

## 重大事故検証委員会の設置について

### 1. 設置の背景

○子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日付内閣府令第 39 号）による。

○平成 26 年 9 月 8 日 国による教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会の設置

○平成 27 年 12 月 21 日 国通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終とりまとめ」

○「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成 28 年 3 月 31 日付内閣府・文部科学省・厚生労働省通知）により、重大事故発生時に自治体が行う検証の基本的な考え方と、検証の進め方が示され、必要な再発防止策を検討するための検証組織を自治体に設けることとされた。

### 2. 検証組織設置概要（案）

#### （1）. 設置の目的

教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って、発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

#### （2）. 名称

（仮称）川越市教育・保育施設等重大事故検証委員会

#### （3）設置の形態

外部委員による市の附属機関として条例設置を行う。

設置は常設とし、事案発生毎に会議を開催する。

#### （4）設置時期

平成 31 年 4 月（予定）

#### （5）所管事項

- ①事故発生の実事関係把握等
- ②発生原因の分析等
- ③再発防止策の検討
- ④再発防止のための提言のとりまとめ及び市への報告

## (6) 検証を行う重大事故等の範囲

死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器をつける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、検証を行う。）。

## (7) 対象施設及び対象事業

### ①特定教育・保育施設

認定こども園、保育所、新制度に移行した幼稚園

### ②特定地域型保育事業

小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業

### ③地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

### ④認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

ベビーホテル、院内保育、企業主導型保育等

## (8) 委員の人数及び委員構成

5人以内 医師、弁護士、学識経験者、その他事案に応じ栄養士（誤嚥等の場合）や各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）、教育・保育施設及び団体関係者等から選出する。また必要に応じて専門家を含む関係者の参加を求める。

## (9) 委員の任期

任期は2年とする。但し再任を妨げない。

## 3. その他

### (1) 検証について

①検証については、事故発生の実態把握及び発生原因の分析等により必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものでないこと。

②検証にあたり、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも可とする。また、調査や検証を行う者は、これらの業務に当たり知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すこととする。

【参考例】国が示す検証の進め方

